

2025年（令和7年）第9回総会議事録

- 1 告示年月日 2025年（令和7年）9月16日（火）
- 2 通知年月日 2025年（令和7年）9月16日（火）
- 3 開催年月日 2025年（令和7年）9月30日（火）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 土屋 智樹 3番 沖 賢二 4番 野田 幸男
5番 寶諸 孝也 6番 佐藤 泰造 7番 小林 輝仁 8番 小林 洋子
9番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 11番 能宗 秀典 12番 下江 京子
14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
- 8 欠席委員
13番 山本 明
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局長 林 茂晃 事務局調整員 徳永 嘉則
事務局 和田 奈津美 事務局 桑田 和也
松永出張所 花田 宏 北部出張所 藤井 勝俊
神辺出張所 板谷 浩司 沼隈出張所 須野田 康行
以上 8名

1 1 議事内容
午前 1 0 時 0 0 分

事務局長	定刻になりましたので、ただいまから 2 0 2 5 年（令和 7 年）第 9 回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷本会長、会議の進行をお願いします。
会 長	— 開会挨拶 —
会 長	それでは、会議規則第 3 条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議 長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議 長	委員総数 1 5 名のうち、出席委員 1 4 名、欠席委員 1 名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議 長	続きまして、会議規則第 1 0 条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号 5 番 ほうしょ 寶諸 たかや 孝也委員と 議席番号 1 1 番 のうそう 能宗 ひでのり 秀典委員をお願いします。
議 長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2 0 2 5 年（令和 7 年）第 9 回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 議案書（別冊）についてです。 5 ページ 2 3 番について、申請人より取下げ願いがあったため取下げです。 追加・訂正事項等は以上となります。
議 長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。

委 員 1 番 佐藤	東部地区の審議内容について、報告します。 東部地区では、9月24日の午前9時10分からの現地調査に続き、午前11時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員7名全員の出席により、議案第1号1件、議案第3号2件、議案第5号1件、合計4件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。 1番は、奈良津町の受人が、高美台の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	西部地区の審議内容について、報告します。 西部地区では、9月25日の11時50分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。 委員10名中10名の出席により、議案第1号13件、議案第2号1件、議案第3号6件、議案第4号5件、合計25件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の2番から14番について報告します。 2番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 3番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 4番は、東川口町の受人が、赤坂町の渡人から申請地を譲り受け、福祉農園として整備するものです。 5番は、沼隈町の受人が、木之庄町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 6番は、沼隈町の受人が、木之庄町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 7番は、沼隈町の受人が、木之庄町の渡人から申請地を譲り受け、新規就

委 員 4 番 野田 (続き)	農するものです。 8 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 9 番は、沼隈町の受人が、尾道市の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 10 番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 11 番は、沼隈町の受人が、御門町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。 12 番は、千田町の受人が、箕島町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、経営規模拡大するものです。 13 番は、光南町の受人が、田尻町の渡人から申請地に使用貸借権を設定し、借り受け、新規就農するものです。 14 番は、内海町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模拡大するものです。 いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では、9月24日および25日のそれぞれ午前9時から、関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所2階 21会議室で協議会を開催しました。 委員7名中5名の出席により、議案第1号5件、議案第4号2件、合計7件について審議いたしました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の15番から19番について報告します。 15番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。 16番は、尾道市向島町の受人が、同町の渡人から持ち分を譲り受けて、引き続き野菜を栽培する計画です。

委 員 7 番 小林 (続き)	17番は、伊勢丘六丁目の受人が、春日町の渡人から譲り受けて新規就農し、野菜を栽培する計画です。なお、受人は柳津町に転居予定です。 18番は、金江町の受人が、同町の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、水稻を栽培する計画です。 19番は、呉市安浦町の受人が、広島市中区の渡人から譲り受けて経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。なお、受人は金江町に転居予定です。 いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 10番 安原	北部地区の審議内容について、報告します。 北部地区では、9月25日の午前11時30分から、関係者により現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階 302会議室で協議会を開催しました。 委員13名中12名の出席により、議案第1号4件、議案第3号5件、議案第4号4件の合計13件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」5ページ20番から24番について報告します。なお、23番は9月22日に取下げ願いが提出されています。 5ページ20番は、山野町山野の受人が、和歌山市の渡人から申請地を贈与により譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 21番は、飲食業を営む神辺町上竹田の受人が駅家町助元の渡人から申請地を贈与により譲り受け、果樹や季節野菜を栽培し、新規就農するものです。 22番は、駅家町法成寺の受人が、南蔵王町四丁目の渡人から申請地を譲り受け、季節野菜を栽培し、経営規模を拡大するものです。 24番は、新市町常の受人が、申請地を同居の母から生前贈与により譲り受け、引き続き水稻や季節野菜を栽培して、農業を継承するものです。 受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。

委 員 1 4 番 須藤	神辺地区の審議内容について報告します。 神辺地区では、9月25日の午前9時から現地調査を行い、午前10時30分から、神辺支所2階 21会議室において、地区協議会員8名中7名の出席により、議案第1号1件、議案第3号5件の合計6件について審議しました。 それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ25番について報告します。 25番は、申請地の上竹田の田558㎡、下竹田の田2筆 計998㎡、合計3筆 計1,556㎡について、下竹田の渡人から、同地区の受人が譲り受けて、1筆は畑として耕作し、水稻と野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。 申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —

議 長	全員挙手により、議案第 1 号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野 田	議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する処分について」の 1 番について報告します。 1 番は、南本庄の申請人が、自身が代表取締役を務める法人への貸付を目的として、申請地を貸露天駐車場、貸露天資材置場及び貸露天作業場に整備するものです。 なお、本件は議案第 3 号の 3 番との関連案件であり、一体的に利用する計画です。場所は、福山市人権交流センターの南、約 1 2 0 メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局 事務局 (続き)	議案第 2 号の一件については、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、議案第 2 号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第２号は原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の１番と２番について報告します。 １番は、蔵王町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天資材置場として整備するものです。場所は、福山市民病院の西、約２００メートルです。 ２番は、神辺町の受人が、横浜市の渡人から申請地を譲り受け、露天資材置場及び露天駐車場として整備するものです。既に転用行為が行われておりましたので、顛末書の提出を受けております。場所は、御幸小学校の北東、約７００メートルです。 現地調査をしましたが、どちらも周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の３番から８番について報告します。 ３番は、南本庄の受人が、山手町の渡人から申請地を譲り受け、自身が代表取締役を務める法人への貸付を目的として、貸露天駐車場、貸露天資材置

委 員 4 番 野田 (続き)	場及び貸露天作業場に整備するものです。なお、本件は議案第 2 号の 1 番との関連案件であり、一体的に利用する計画です。場所は、福山市人権交流センターの南に約 1 2 0 メートルです。 4 番は、大阪市中央区の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、福山スマートインターチェンジより、南西に約 1, 1 5 0 メートルです。 5 番は、沼隈町の受人が、広島市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、福山市立山南小学校より、南西 3 4 0 メートルです。 6 番は、津之郷町の受人が、山口県下関市の渡人から申請地を譲り受け、住宅を 1 棟建築するものです。場所は、道の駅アリストぬまくまより、東に 2 2 0 メートルです。 7 番は、内海町の受人が、山口県下関市の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として利用するものです。場所は、道の駅アリストぬまくまより、東に 2 2 0 メートルです。 8 番は、鞆町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、貸露天資材置場として利用するものです。転用後の借受人については、土地使用貸借契約書により確認をしています。場所は、福山市役所鞆支所より、南西に 1, 7 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の 9 ページ 9 番から 1 0 ページ 1 3 番について報告します。 9 ページ 9 番から 1 1 番は関連案件です。駅家町倉光の受人である建設会社は、上安井にある自社の露天駐車場へ通ずる進入路を拡幅するため、9 番、1 0 番、1 1 番の申請地をそれぞれ譲り受け、既存の里道を含め整備するものです。場所は常金丸小学校の南 1. 6 キロメートルの所です。 1 0 ページ 1 2 番は、神辺町道上の受人は駅家町近田に住む父親から使用貸借権により申請地を借り受け、分家住宅を建築するものです。なお、現地

委 員 1 0 番 安原 (続き)	の一部は既に造成しているため、顛末書の提出を受けています。場所は駅家西小学校の西 8 0 0 メートルの所です。 1 3 番です。近年、再生可能エネルギーによる発電量は増々大きくなっており、電力の需給バランスが崩れ、電力会社が頻繁に電力の出力制御している状況です。受人である香川県観音寺市の再生可能エネルギーによる発電事業者は、余剰電力の有効利用により、卸電力市場において、電気が安い時に蓄電し、高い時に売電することで、収益を上げるとともに、電力の需給バランスを安定させる事業を行っています。この度、加茂町中野の渡人が共有する申請地を譲り受け、系統用蓄電所を設置するものです。蓄電池最大容量は最大 8, 2 2 6 k w h (2, 7 4 2 k w h × 3 基) で、電力会社への売電量は最大 1, 9 4 9 k w です。電磁波や騒音、蓄熱を考慮し、東西の民家から 4 0 メートル以上離して設置するものです。なお、この事業で何らかの問題が生じた場合、受人が全責任を負う旨の誓約書が提出されています。場所は加茂中学校の南東約 7 0 0 メートルです。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	神辺地区の報告をお願いします。
委 員 1 4 番 須藤	議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」1 0 ページ 1 4 番から 1 1 ページ 1 8 番について報告します。 1 4 番は、申請地の川南の田 2 筆計 3, 2 8 3 m²について、赤坂町と横浜市神奈川区の渡人 2 名から、東京都中央区の法人が譲り受けて、事業用の露天駐車場として利用するものです。 1 5 番は、申請地の徳田の田 2 7 6 m²について、福岡県久留米市の渡人から、西中条の法人が譲り受けて、事業用の露天駐車場として利用するものです。 1 6 番は、申請地の湯野の田 1, 0 4 9 m²について、岡山市北区の渡人から、新徳田の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル 2 8 8 枚を設置して売電をするものです。 1 7 番は、申請地の上御領の田 1, 2 6 8 m²について、平野の渡人から、大阪市中央区の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル 1 6 4 枚を設置して売

委 員 1 4 番 須藤 (続き)	電をするものです。 1 8 番は、申請地の上御領の田 1, 6 4 2 m²について、平野の渡人から、大阪市中心部の法人が譲り受けて、太陽光発電パネル 1 5 6 枚を設置して売電をするものです。 現地調査を行いました、1 4 番及び 1 6 番から 1 8 番は、周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、許可妥当と判断しました。 1 5 番については、譲受人である法人の代表が個人で所有する農地に、農地法の許可を受けずに転用している土地が多数あり、農地法第 5 条第 2 項第 3 号（申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと）に該当するため、不許可妥当と判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。
事務局	議案第 3 号の「1 番」は、山陽自動車道福山東インターチェンジから南に約 1 7 0 メートル以内に、「1 2 番」は、J R 近田駅から南西に約 3 0 0 メートル以内に、「1 6 番」は、井原鉄道湯野駅から北に約 2 5 0 メートル以内にそれぞれ存在するため、第 3 種農地として判断されます。 「1 5 番」を除くその他全ての案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第 2 種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、「1 5 番」を除くその他全ての案件は、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。 なお、「1 4 番」は転用面積が 3 0 アールを超える案件であるため、常設審議委員会への意見聴取案件となります。説明は以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第３号について、「１５番」を除き、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第３号は「１５番」を除き、原案のとおり許可することに決定します。
議 長	次に、議案第４号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。
委 員 ４ 番 野 田	議案第４号「非農地証明について」の１番から５番について報告します。 １番は、昭和５０年以前から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、瀬戸池より、東に約８００メートルです。 ２番は、昭和３３年に住宅を建築し、現在に至ります。場所は、福山市立赤坂小学校より、南に１７０メートルです。 ３番は、昭和５０年頃から耕作放棄していたところ、竹木等が繁茂し山林となりました。場所は、内海大橋より、南に約１，３００メートルです。 ４番は、平成２４年１月頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となりました。場所は、福山市内海ふれあいホールより、南に約４００メートルです。 ５番は、大正１３年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し宅地となりました。場所は、福山市内海ふれあいホールより、南に約６００メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 なお、１番から４番の全筆は農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。

議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 小林	議案第 4 号「非農地証明について」の 6 番と 7 番について報告します。 6 番は、本郷町の申請人が、昭和 5 0 年頃から倉庫敷地として使用し、現在に至っています。場所は、松永ため池から西へ約 7 6 0 メートルのところ です。 7 番は、春日町の申請人が、平成 2 3 年以前より耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し、山林となったものです。場所は、寺屋敷池から東へ約 2 4 0 メートルないし西へ約 1 6 0 メートルの範囲です。 なお、7 番の申請地の内、7 6 0 8 番 1 2 と、7 6 1 4 番 1 1 6、甲 7 6 1 5 番 4 9 は農振農用地区域内の農地ですが、関係機関との協議は整っております。 現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。
議 長	北部地区の報告をお願いします。
委 員 1 0 番 安原	議案第 4 号「非農地証明について」の 1 2 ページ 8 番から 1 3 ページ 1 1 番について報告します。 8 番の申請地は、昭和 4 6 年に居宅を建築し、現在まで住宅敷地として利用しているものです。場所は加茂中学校の南東 1 . 1 キロメートルの所です。 9 番の申請地は、昭和 5 3 年 7 月頃から耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し原野化しているものです。場所は広瀬保育所の北 2 . 7 キロメートルの所です。 1 3 ページ 1 0 番は、申請者が平成元年以前に和歌山に転出した頃から耕作放棄したところ、雑木等が繁茂し、原野となっているものです。場所は(旧)山野小学校の東 4 5 0 メートルの所です。 1 1 番の申請地は、平成 1 7 年頃から耕作者不在となり、耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂して、山林化しているものです。場所は駅家中学校の北 1 キロメートルの所です。 現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。

	なお、１３番の申請地は全て農振農用地区域内の農地ですが、関係部局との調整は整っております。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第４号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第４号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
委 員 １ 番 佐 藤	議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の１番について報告します。 １番は引野町北の相続人である子が、同町の申請地の畑１筆 ６８５㎡の内６５５㎡を、相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。 申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。
議 長	ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 5 号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全 員 挙 手 —
議 長	全員挙手により、議案第 5 号は原案のとおり証明することに決定します。
議 長	次に、議案第 6 号「福山市農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を上程します。 事務局より説明してください。
事務局	「福山市農地法等関係 事務処理ガイドライン」の改正についてご説明します。 今回の改正は、農林水産省が公表している「農地法関係事務に係る処理基準」の改正を受けて、市のガイドラインに反映するものです。 お手元の新旧対照表を一緒にご覧ください。 まず、新旧対照表の 6 ページをご覧ください。今回の改正では、農地所有適格法人の判断基準の明確化を目的として、種類株主総会においても、農業関係者が議決権の過半を占める必要があることを明記しています。 続いて、8 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 1 項の許可基準について、従来の効率利用要件等に加え、農作業に従事する者の配置状況及び農地法その他農業関係法令の遵守状況を勘案することが明記されています。 このほか、用語の統一や文章表現の整理等、軽微な修正も併せて行っています。以上が、今回の改正の概要です。 改正点はすべて赤字で示していますので、新旧対照表を見ながらご確認いただければと思います。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。

委 員	— 質問等なし —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 6 号について、原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	— 全 員 挙 手 —
事務局	全員挙手により、議案第 6 号は原案のとおり改正することに決定します。
議 長	次に、「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の 15 ページから 19 ページの「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。これは、相続などにより農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、12 件を事務局長専決で受理しました。 次に、20 ページから 21 ページの「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」及び 22 ページから 28 ページの「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」です。 4 条 8 件、5 条 32 件を農業委員会処務規則第 6 条の 2 第 1 項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、29 ページの「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が 4 件ありました。 次に、30 ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から 5 件の照会があり、調査の結果、全ての案件について、農地性がないことを確認いたしました。回答期限が照会のあった日から 2 週間であり、事務局長による専決処分により回答しました。 最後に、31 ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1 件を受理しました。

	専決処分及び届出等については以上です。
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、以上をもちまして２０２５年（令和７年）第 ９回福山市農業委員会総会を終了します。皆様お疲れ様でした。
事務局長	委員の皆様には、慎重なるご審議をいただきありがとうございました。 以上を持ちまして総会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。

午前１０時３０分閉会